

鯉のぼり募集中!

～御岳保育園～



御岳保育園では、園児の健やかな成長を願い、後援会と協力して毎年4～5月に園の前を流れる大矢川に鯉のぼりをあげています。しかし、鯉のぼりが古くなり破れるなどして、年々その数が減少しています。

そこで、園では鯉のぼりを募集しています。ご家庭で不用になった鯉のぼりがありましたら、ご寄付いただけますようお願いいたします。

連絡先

御岳保育園
〒861-3784 山都町川野1532
(電話) 72-0495

*着払いで対応いたします。

廃車の手続きは忘れずに ～軽自動車税～

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。他人に譲渡した場合や解体業者に渡された場合でも、3月31日までに廃車・名義変更等の手続きが完了されていないと平成23年度も課税されますので、ご注意ください。

また、死亡者名義の車輛につきましても、必ず名義変更をお願いします。

手続きは車輛の種類によって受付場所が異なります。手続き場所にて早急に手続きをしてください。

なお、廃車の手続きにはナンバープレートが必要です。車輛を処分される場合は、ナンバープレートを必ず保管してください。

【税務課 (72-1128)】

車種(排気量)	手続き場所・問い合わせ先
原動機付自転車(125cc以下)	山都町役場本庁税務課 (電話) 72-1128 (直通) 清和総合支所総務住民課 (電話) 82-2111 (代表) 蘇陽総合支所総務住民課 (電話) 83-1111 (代表) ※廃車分のナンバープレート、印鑑をご持参ください
小型特殊自動車	
軽三輪車・軽四輪車(660cc以下)	熊本県軽自動車協会 (電話) 096-369-6829
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	熊本市東町4-14-6
二輪の小型自動車(250cc超)	熊本運輸支局 (電話) 050-5540-2086 熊本市東町4-14-35

観光案内所 ギャラリー喫茶ルボン 3・4月のご案内

「きらきら・いのち」

～脳腫瘍の子どもたちの
絵画展～

熊本大学医学部付属病院に通院・入院する子どもたちが描いた、希望と夢に満ちあふれた作品の数々を、ぜひご覧ください。

期間 2月28日～4月29日

一般競争(指名競争)入札 参加資格審査申請書の受付

- ▼提出先
総務課 監理係
〒861-3663 山都町新小886
- ▼提出方法
持参 又は 郵送
- ▼受付期間
4月1日～4月30日
持参の場合(土・日・祝日を除く)
- ▼受付時間
午前9時から午後4時(正午から午後1時までは除く)
郵送の場合(4月末日までの消印有効)
- ▼有効期間
平成23・24年度(2年間)
- ▼提出書類
山都町ホームページに掲載されている提出書類一覧をご確認ください。
【監理係 (72-1281)】

水質事故を防止しましょう!

油類が漏れて河川等に出ると、環境を汚染して、魚や貝等の生態系に重大な被害を与えてしまいます。

また、流出した油の回収処理等に多額の費用を要し、原則的に、原因者が負担しなければなりません。

さらに、農林漁業等への被害が発生した場合、損害賠償が発生することになります。

毎年、県内でも数十件の水質事故が発生しています。

今一度、農業用ビニールハウス暖房用や事業所および家庭等のポイラーやタンクなどの配管部分の点検や老朽化対策、防油堤の設置などをお願いします。

山都町役場 農林振興課 (72-1136)
住民環境課 (72-0767)



滞納処分とは

文書や電話、訪問などによる催告にもかかわらず、納税相談や納付がない場合、徴税吏員(税務課職員)は法律に基づき、滞納者の預貯金、給与、不動産(土地・建物等)、動産(電化製品・貴金属・骨董品等)、生命保険契約などの財産の調査をし、差押えを行い、町税の滞納分にあてます。

徴税吏員には、滞納者の財産・情報などの個人情報調査し、滞納処分を行う権限が与えられており、この権限は、裁判所等の令状を必要としません。

税の公平性

納期限内に税を納付された方とされなかった方の不公平をなくし、税の公平性を保つために、また行政サービスの財源を確保するために、町では法律に基づく滞納処分(差押え)を強化しています。

納期限内納付

税金は、定められた納期限までに納付していただくものです。大多数の方が納期限を守っていただいておりますが、町税を滞納すると督促などの費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用することができません。納期限内納付にご協力ください。

納期限を過ぎると…税滞納処分に

税金は、町民のみなさんの暮らしを支える大切な財産。「納税」は憲法で定められた国民の義務です。町では税の公平負担を守るために「差押え」などの滞納処分を強化しています。

納税・滞納 Q & A

Q 本人の承諾なしに、いきなり差押えできるのですか?

A 「督促状を発送した日から起算して10日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬ」と地方税法に定められています。したがって、差し押さえは本人の承諾の有無にかかわらず実施されます。税金を納められない事情があるときは、税務課、又は各総合支所税務住民係までご相談ください。

Q 忙しくて納期限内に納税できないのですが…

A ぜひ口座振替をおすすめします。口座から税金が引き落とされるため、納付を忘れる心配がなく、便利で安心です。手数料は一切かかりません。こちらも税務課又は各総合支所税務住民係までご相談ください。

●ご相談窓口・問い合わせ先

- 山都町役場
税務課徴収係 (72-1128)
- 清和総合支所
税務住民係 (82-2111)
- 蘇陽総合支所
税務住民係 (83-1111)



県と共同で行われた、町税滞納者の自宅への動産(電化製品・貴金属・骨董品など)搜索調査